

社会福祉法人やさわ 幼保連携型認定こども園やさわこども園 役員報酬及び費用弁償等に関する規程

第1章 総則

第1条 社会福祉法人やさわ幼保連携型認定こども園やさわこども園の役員に対する報酬及び費用弁償等の支給について、この規程の定めるところによる。

第2章 役員報酬

(役員報酬)

第2条 役員の報酬については、非常勤役員手当とする。

2 職員を兼務する役員については、この規程を適用しない。

(非常勤役員手当)

第3条 非常勤役員手当の額は、会議出席以外の業務の場合は時給1,000円とする。

2 理事長の手当は報酬とし、月額50,000円とする。

(報酬の支払い)

第4条 役員の報酬は、勤務日数に応じて通貨で支払うものとする。

2 理事長の報酬は、月額で支払うものとする。ただし、法人及び施設運営のために週1日以上業務にあたることとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員の報酬の支給日は、毎月10日とする。(その日が休日にあたる場合は前日とする)

第3章 費用弁償

(費用弁償)

第6条 役員が業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 役員(理事・評議員・監事)が、役員会・監査・その他の業務執行のために会議に出席したときの日当は、日額3,000円とし交通費は支給しない。

3 役員(監事)が、監査会に出席したときの日当は、前項の規定にかかわらず日額5,000円とし交通費は支給しない。

第4章 旅 費

(旅費の支給)

第7条 役員が理事長の命を受けて出張した場合は、当該役員に対し旅費を支給する。

2 役員以外の者が命令権者の依頼により、業務の遂行を補助するために旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

(旅費の種類)

第8条 旅費の種類は、運賃・日当・宿泊費とする。

(運 賃)

第9条 運賃は、公共交通機関を利用し実費とする。

2 自家用車利用の場合は1 km当り 40 円とする。

(日 当)

第10条 日当は、日額 8,000 円とする。

(宿泊費)

第11条 宿泊費は、実費とする。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。